

## 学校法人北里研究所研究助成金規程

平成 2年 4月 1日制定

平成20年 3月14日改正

(趣旨)

第1条 学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）に対し学術研究の振興及び助成を目的として行われる寄付金で、講座等に対し行われる助成金（以下「研究助成金」という。）に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

(申込み)

第2条 研究助成金の申込みを行うものは、研究助成金申込書（様式1-1（病院を除く。）、様式1-2（病院用））に所定事項を記載して理事長に提出する。

(受入れ)

第3条 研究助成金は、特別寄付金として受け入れるものとする。

(研究助成金の配分)

第4条 前条により受け入れた研究助成金は、その研究に係る講座等の責任者（以下「研究責任者」という。）を経て、研究を担当しようとする者（以下「研究担当者」という。）に配分するものとする。

(研究助成金の支出)

第5条 研究助成金は、研究責任者において、目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出する。

2 旅費交通費については、原則として学校法人北里研究所出張旅費規程による。

3 謝金については、原則として本法人の支給基準に基づき、労務内容、時間等を勘案して支出する。

(帳簿の整備)

第6条 研究助成金を受け入れる予算単位の事務室等は、研究担当者毎に収支を把握するため、帳簿を備えなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20年 4月 1日から施行する。